

情報セキュリティ基本方針

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。一方で、個人情報情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害や事故などによるシステム障害やシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

兵庫県農業共済組合連合会（以下「本会」という。）は、農業災害補償制度の実施主体として農業共済事業の加入者等の個人情報や業務運営上必要となる重要な情報を多数取り扱っているが、それらの多くは農業共済ネットワーク化情報システムをはじめとする情報システムやネットワークに依存している。

したがって、本会は、情報資産に対する安全対策を推進し、様々な脅威から防御することで加入者等からの信頼を確保するとともに、本会業務の安定的・継続的な運営のため、次の事項に積極的に取り組みます。

- 1 すべての役職員が情報セキュリティ対策に組織的に取り組むための体制を確立します。
- 2 すべての役職員が情報セキュリティ対策を組織的に実践するための共通の基準として、情報セキュリティ対策基準を策定します。
- 3 本会の保有する情報資産を適切に管理します。
- 4 情報セキュリティ対策の重要性を認識させ、当該対策を適切に実施するために、職員等に対して必要な教育を実施します。
- 5 情報セキュリティに関する事故が発生した場合又はその予兆があった場合に速やかに対応するため、緊急時対応計画を定めます。
- 6 情報セキュリティ対策の実施状況の監査及び自己点検等を通して、定期的に対策の見直しを実施します。
- 7 すべての職員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守します。
- 8 本会の会員たる共済事業を行う市町等を含めた本県農業共済組織全体の情報セキュリティの基盤を強化するため、当該市町等に対する注意喚起、連携・協力等に積極的に取り組みます。